

令和５年度 山形市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）」第９条の規定に基づき、本市の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての組織（市長部局、消防本部、上下水道部、市立病院済生館、議会事務局、教育委員会事務局、各行政委員会等の事務局）及び市が事務局を務める団体とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、本市内に所在する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うもの）
- (5) 地域活動支援センター

4 調達対象物品等

本市が調達する物品及び役務・委託のうち、以下の表に示すような、障がい者就労施設等が提供可能なものとする。

区分	内容
物品	事務用品、飲食料品、小物雑貨、薪、衛生用品、印刷物 等
役務・委託	清掃・施設管理、情報処理、その他軽作業 等

5 令和５年度調達目標

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 物品（印刷物含む） | ９９０，０００円以上 |
| (2) 役務・委託 | １２，７６０，０００円以上 |
| (3) 合 計 | １３，７５０，０００円以上 |

6 推進方法

- (1) 福祉推進部は、障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務等に関する情報を全庁周知し、その調達推進を図る。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令及び山形市契約規則等の規定に基づく随意契約を活用するとともに、山形市競争入札参加資格者名簿への登録を促しながら、見積合せや入札参加機会の確保に配慮する。
- (3) 各課等は、計画的に物品又は役務等の発注（※）を行い、また適切な納期の設定を行うなど、障がい者就労施設等からの調達推進に配慮する。

※ 障がい者就労施設等からの物品等について、各課等から随意契約で発注する場合、発注見通し等の公表が必要となる。手続きの詳細については、財務会計の手引（令和5年4月1日）31 ページ、67 ページを参照。

7 公表等

調達方針については策定後速やかに、調達実績については年度終了後に、山形市ホームページで公表するものとする。

令和5年度 山形市障がい者就労施設等からの物品等の調達実績

調達先	物品										役務												合計 (物品＋役務)		うち 随意 契約			
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務						役務計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)		
就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所	0	0	13	1,013,617	11	381,850	3	204,000	27	1,599,467	26	1,780,504	0	0	3	13,007,487	0	0	0	0	24	1,557,971	53	16,345,962	80	17,945,429	54	16,751,939
共同受注窓口									0	0													0	0	0	0		
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0	0													0	0	0	0		
計	0	0	13	1,013,617	11	381,850	3	204,000	27	1,599,467	26	1,780,504	0	0	3	13,007,487	0	0	0	0	24	1,557,971	53	16,345,962	80	17,945,429	54	16,751,939

※印刷については、調達方針上では物品に区分しています。